岩手県地域福祉推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　県の地域福祉に関する施策の推進について意見を聴くため、岩手県地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌）

第２条　協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）　岩手県地域福祉支援計画の策定、変更及び評価に向けた意見聴取に関すること。

（２）　社会福祉法人の地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に向けた意見聴取に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、県の地域福祉に関する施策の推進に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、20 人以内をもって組織し、構成員は、地域福祉に関する専門的な知識経験を有する者のうちから知事が就任を依頼する。

２　構成員の在任期間は、就任の日から２年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の構成員の在任期間は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第４条　協議会に会長を置き、構成員の互選とする。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する構成員がその職務を代理する。

（特別構成員）

第５条　協議会に、特別構成員を置くことができる。

２　特別構成員は、社会福祉に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が就任を依頼する。

３　特別構成員は、所掌事項に関し専門的な見地から助言等を行う。

（会議）

第６条　協議会は、必要に応じて知事が招集する。

（構成員以外の出席）

第７条　会長は、必要があると認めるときは、会議への構成員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、保健福祉部地域福祉課において処理する。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成 25 年 1 月 16 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年３月 16 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年７月 27 日から施行する。